

令和7年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和7年12月18日（木曜日）午前10時0分 開会

※開議宣告

- 日程第1 第55号議案から第83号議案までについて
委員長報告
(質疑・討論・表決)
- 日程第2 第84号議案上程
(提案理由説明・質疑・討論・表決)
- 日程第3 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- | | |
|-----|-------|
| 1番 | 野崎良 |
| 2番 | 在永恵 |
| 3番 | 於久弘治 |
| 4番 | 毛利洋子 |
| 5番 | 中尾勉 |
| 6番 | 井ノ口憲治 |
| 7番 | 阿部輝之 |
| 8番 | 土谷信也 |
| 9番 | 成重博文 |
| 10番 | 松本博彰 |
| 11番 | 河野徳久 |
| 12番 | 安東正洋 |
| 13番 | 北崎安行 |
| 14番 | 河野正春 |
| 15番 | 菅健雄 |
| 16番 | 大石忠昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- | | |
|-----------|------|
| 事務局長 | 大塚栄彦 |
| 総括主幹兼議事係長 | 水田健二 |
| 総括主幹兼庶務係長 | 黒田祐子 |
| 推進員 | 清水栄二 |

○説明のため議場に出席した者の職氏名

- | | |
|----------|-------|
| 市長 | 佐々木敏夫 |
| 副市長 | 安田祐一 |
| 市参事兼総務課長 | 飯沼憲一 |

- | | |
|---------------------|-------|
| 市参事兼企画情報課長 | 丸山野幸政 |
| 市参事兼社会福祉課長 | 田染定利 |
| 市参事兼子育て支援課長 | 水江和徳 |
| 市参事兼人権啓発・部落差別解消推進課長 | 後藤史明 |
| 市参事兼農業振興課長 | 川口達也 |
| 市参事兼耕地林業課長兼農業地域支援室長 | 首藤賢司 |
| 市参事兼建設課長 | 馬場政年 |
| 財政課長 | 伊藤昭弘 |
| 地域活力創造課長 | 小野政文 |
| 税務課長 | 瀬々信吉 |
| 市民課長 | 田中良久 |
| 保険年金課長 | 佐々木真治 |
| 健康推進課長 | 近藤直樹 |
| 環境課長 | 塩崎康弘 |
| 商工観光課長 | 井上重信 |
| 都市建築課長 | 近藤保博 |
| 上下水道課長 | 近藤毅 |
| 地域総務二課長兼水産・地域産業課長 | 奥田浩中 |
| 会計管理者兼会計課長 | 山田英彦 |
| 選挙管理委員会・監査委員事務局長 | 古澤英彦 |
| 農業委員会事務局長 | 東本久 |
| 消防長 | 山田幸茂 |
| 教育委員会 | |
| 教育長 | 河野潔 |
| 市参事兼教育総務課長兼地域総務一課長 | |
| | 植田克己 |
| 文化財室長 | 河野典之 |
| 学校教育課長 | 上家誠夫 |
| 総務課 課長補佐兼総務法規係長 | 矢野裕治 |
| | 齋藤恭子 |

○議長（北崎安行君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、第55号議案から第83号議案までを一括議題といたします。

これより、委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長（中尾 勉君） 皆さん、おはようご

ざいます。総務委員長報告。

去る12月12日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第55号議案、令和7年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容としては、繰越金、繰入金などで財源措置されており、補正額は3億6,661万3,000円の増額で、補正後の予算総額は180億4,013万5,000円となっています。

歳出予算の内容としては、総務費では、前年度決算剰余金を減債基金に法定積立する経費などが計上されています。

一般会計全体では、職員の人事異動及び給与改定に伴う調整として、人件費に要する経費が増額されています。

次に、地方債補正では、森林環境保全整備事業他1件の限度額の変更を行っています。

審査の中で委員から、歳入、市債の森林環境保全整備事業債について、今回の林道整備事業を仮に災害復旧での実施とした場合に、一般財源でおおよそどれくらい違うようになるのかとの質疑があり、執行部からは、今回の林道整備事業は、緊急自然災害防止対策事業債を活用するものであり、充当率は100%で、元利償還金の70%が交付税に算入され、市の実質負担は30%ということになる。通常の災害の補助率は50%であり、仮に残りの50%に補助災害復旧事業債を活用すれば、市の負担は恐らく10%未満になるのではないかと考えられるとの答弁がありました。

審査の結果、第55号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第73号議案、財産の取得については、真玉地区第2期住宅団地整備事業用地として取得するものです。

審査の中で委員から、買収単価及び1区画当たりの面積についての質疑があり、執行部からは、買収単価については、土地の鑑定評価に基づき、第1期の分譲地と同額である。また、坪数は第1期同様に、1区画当たり約100坪で計画しているとの答弁がありました。

また、工事の着工、完成、募集のおおよその時期についての質疑があり、執行部からは、現在、用地の取得と並行して、開発許可の申請を行っている。年明けの早い時期までにその開発許可が下りるもの

と見込んでおり、年度内の工事発注に努める。造成工事の期間を1年半程度と見込んでいることから、分譲の予約開始は令和9年3月頃にはできないのではないかと考えているとの答弁がありました。

そのほか、分譲地から県道赤根真玉線につながる直通的道路の要望も聞いている。その点はどうかという質疑があり、執行部からは、分譲地から県道に直接タッチするアクセス道の要望は、地元からいただいている。分譲地の真ん中付近から県道にタッチするとすれば、分譲用地が少なくなるなどのことから、本事業とは別に分譲予定地北西側に市道としてアクセス道を整備する考えを地元伝えていたとの答弁がありました。

審査の結果、第73号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第74号議案、豊後高田市職員の給与に関する条例等の一部改正については、国家公務員の給与に関する人事院勧告及び大分県人事委員会勧告等を勘案し、一般職職員の給与並びに会計年度任用職員の期末、勤勉手当並びに常勤特別職及び議会議員の期末手当を改定するものです。

審査の中で委員から、給与改定により、初任給の方と管理職はどれくらい増額になるのかとの質疑があり、執行部からは、初任給の方、1級の9号では1万2,300円、管理職7級では1万2,500円であるとの答弁がありました。

なお、三役と職員の手当ての率の違い並びに三役それぞれの引き上げ予定額についての質疑があり、執行部からは、常勤特別職や議員は、勤勉手当はないが、期末手当は0.05月で一般職と同じである。引き上げ予定額は、市長が4万6,575円、副市長は3万7,375円、教育長が3万2,775円との答弁がありました。

また、会計年度任用職員の期末手当対象者146人を遡及した場合に要する総額についての質疑があり、執行部からは、2,400万円との答弁がありました。

それに関連し、国会議論などを見ると、国が財源をみると答弁している。遡及した場合にどのくらいの措置がされると認識しているのかとの質疑があり、執行部からは、国の給与改定による追加の財源措置では、一般職と会計年度任用職員の区分がされていない。正確な数字ではないが、国から給与改定分として追加で来ているのは5,000万円もない。給与改定の影響額は7,400万円であり、それに会計年度任用職

員分を仮に遡及するとした場合の影響額の2,400万円を合わせると、約1億円となり、国から措置されているのは半分以下である。財源的な措置とすれば、十分ではないとの答弁がありました。

そのほか、給与改定等において、会計年度任用職員だけ遡及しない一番の原因は何かとの質疑があり、執行部からは、本会議で3点申し上げたが、財源の問題、そして、扶養などの壁の関係で収入調整がされている方がいる問題、もう一つが、減額の時の問題である。減額の場合は、職員であれば12月のボーナスで減額措置をしてきたが、会計年度任用職員の場合の収入レベルでは、あまりしたくないということもある。遡及について、県内では一歩も進んでいない情勢であり、そういった情勢を総合的に判断して、遡及しないと決定したもの。どれが一番ということではないとの答弁がありました。

本議案については、反対討論がありました。

審査の結果、第74号議案については、提案の趣旨を認め、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

第75号議案、豊後高田市議会議員及び豊後高田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、公職選挙法施行令の一部改正を提案し、豊後高田市議会議員及び豊後高田市長の選挙における選挙運動の公費負担の上限額を改定するものです。

審査の結果、第75号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第76号議案、豊後高田市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正及び林野火災に関する注意報の創設等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第76号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員長報告をいたします。

去る12月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案11件の審査を終了いたしま

したので、その結果を報告いたします。

第55号議案、令和7年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の主な内容としては、総務費では、令和6年度事業における国県支出金等の精算償還金に要する経費が計上されています。

民生費では、令和6年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う精算などによる繰出金が計上されています。

教育費では、食料品等高騰に伴う学校給食材料費を増額する経費が計上されています。

次に、債務負担行為補正では、ごみ収集運搬業務委託料他5件を追加しています。

審査の中で委員から、学校給食費無償化事業において、1人当たり月額で不足する250円の積算根拠についての質疑があり、執行部からは、食料品等価格高騰の影響による不足額は528万円。それを1日当たりの食数1,942食で割ると、1人当たりの不足額は2,718円。給食費は1年間を十一月で徴収しており、不足額2,718円を十一月で割ると、一月当たりの不足額は250円となるとの答弁がありました。

また、ごみ収集運搬業務委託料において、議案質疑では距離が変わることも含み、5%程度の差額を見込んでいるとの説明があったが、運搬距離以外に何を含んでいるのかとの質疑があり、執行部からは、運搬距離が延び、それに係る燃料費、パッカー車等の購入費を見込んでいるとの答弁がありました。

そのほか、高田体育センター、真玉体育センター、香々地体育センターの指定管理料の違いの理由についての質疑があり、執行部からは、体育館の大きさによって、光熱水費や維持管理費などの金額が変わってくる。ただし、高田体育センターは、指定管理者であるシルバー人材センターが勤労青少年ホームと併せて管理しているため、特に低い金額で受付業務等を行っていただいているとの答弁がありました。

審査の結果、第55号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第56号議案、令和7年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修費及び過年度国県支出金の精算償還金が計上されています。

審査の結果、第56号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第57号議案、令和7年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修に要する経費が計上されています。

審査の結果、第57号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第58号議案、令和7年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、税制改正によるシステム改修費及び過不足の調整に伴う介護給付費、過年度国県支出金の精算償還金が計上されています。

審査の中で委員から、居宅介護サービス給付費の約3,500万円の減額補正は、当初の見込みより利用者が少なかったとの説明だが、それは、サービスを見送ったり、利用を控えている方が多いと考えてよいのかとの質疑があり、執行部からは、利用者が当初の見込みより少なかった主な要因の一つとしては、居宅で介護サービスを受けていた方が、施設でのサービスに移行していくという傾向が考えられる。また、介護サービスを利用する際は、介護認定を受けた利用者がケアマネジャーと相談の上、介護度に応じて、どのようなサービスを、どのくらい利用するかといったケアプランを作成し、このケアプランに沿ってサービスを利用するため、利用控えのようなことは、基本的にはあまりないと考えている。しかし、個々の利用者では、その時々で、それぞれの事情がなくもないと想定できるが、個々の事情については把握していないとの答弁がありました。

審査の結果、第58号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第60号議案から第62号議案までの公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市高田体育センター、豊後高田市真玉体育センター及び豊後高田市香々地体育センターの設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者をそれぞれ指定するものです。

審査の結果、第60号議案から第62号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第77号議案、豊後高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、当該事業の基準となる厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第77号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第78号議案、豊後高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正については、当該事業の基準となる厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第78号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第79号議案、豊後高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、当該事業の基準となる厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第79号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第80号議案、豊後高田市指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、当該事業の基準となる厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第80号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員長報告を行います。

去る12月16日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案15件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第55号議案、令和7年度豊後高田市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の主な内容としては、衛生費では、水道事業における人事異動に伴う調整に要する経費が計上されています。

農林水産業費では、豪雨等の被害を未然に防止す

るための林道天念寺屋山線ののり面補修事業費などが計上されています。

次に、債務負担行為補正では、公営住宅管理代行委託料他4件を追加しています。

審査の結果、第55号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第59号議案、令和7年度豊後高田市水道事業会計補正予算（第1号）は、給与改定、人事異動に伴う人件費等の調整を行うものです。

審査の結果、第59号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第63号議案から第72号議案までの公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市新町交流拠点施設、中央商店街駐車場及び昭和の町バス駐車場、豊後高田市勤労青少年ホーム、豊後高田市並石ダムグリーンランド、豊後高田市長岩屋伝統文化伝習施設鬼会の里、豊後高田市長崎鼻リゾートキャンプ場、豊後高田市宮改良住宅及び豊後高田市宮特定公共賃貸住宅並びにそれらの共同施設、ぶんごたかだ新婚さん・子育て家族応援住宅及び共同施設、豊後高田市定住促進子育て応援住宅及び共同施設、並びに豊後高田市立地企業従業員用住宅及び共同施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者をそれぞれ指定するものです。

審査の結果、第63号議案から第72号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第81号議案、豊後高田市火入れに関する条例の一部改正については、林野火災に関する注意報の創設に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第81号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第82号議案、豊後高田市水道事業給水条例の一部改正については、水道料金の算定方法及び基本料金並びに手数料の金額を改定するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第82号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第83号議案、豊後高田市公共下水道条例等の一部改正については、公共下水道等の使用料の算定方法

を改定するため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第83号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（北崎安行君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭です。

ただいまの委員長報告に対して、2件質疑をいたします。

最初は、社会文教委員長に対して、第55号議案の中での給食費の問題についてです。

審議の中では質疑があって、今回の予算は、原材料費の増額分を勘案しての予算だということの説明がありました。

実はですね、昨日、臨時国会が終わりましたけれども、今回、今度の臨時国会で可決された重点支援地方交付金の中、約2兆円ですけれども、その中でそれぞれの——それは、それぞれの市町村の実情に合って自由に使えるわけなんですけれども、その中のメニューの中に給食代の原材料費が上がった場合などに対してですね、それを支給することができるということで、全国では、これを使って給食費の無料化をしているところ、あるいは、原材料費が値上げした分をこれを使って抑えとるところがあります。

今回、豊後高田の場合は、私が予算書を見た限りではそうっていないんだけど、そういうような何か指摘とかですね、なぜそういうことにならなかったかというような議論ですね、まあ、本市の場合は、児童・生徒については、給食代の値上げはあってもふるさと納税を基にした基金で完全無料化ですからね、保護者については影響はないと思うんですけども、この、今、私が指摘しているその交付金を活用しての原材料費を賄うことができなかったか、そういう議論があったかどうかの質疑です。

今度は、産業建設委員長に対する質疑は、第82号議案です。第82号議案で、異議なく可決したという報告があったんですけども、第22条の水道手数料の10円以下をこれまでは四捨五入だったものを10円以

12月18日

下は切り捨て、ゼロにするというのは当然賛成です。これについては、質疑や意見がなくても、それは問題ないと思うんですけど、あとの第30条の関係ではですね、水道の開栓・閉栓手数料が、これまで100円だったものが200円に、倍化される。そう年間を通じて多い数ではないけどね。収入を倍に増やしたところで市の収入はそう大したことないんだけど、負担する市民にとっては大変なんだけども、これは負担が大変だから、これは問題ではというような意見ですね、これに反対する意見はなかったのか。

それから、もう一つは、各種証明交付手数料ですね。これについても、これまでは無料であったものが一気に、300円徴収することになるわけですね。これも年間を通じてはね、影響を受ける人は少ないんだけど、ゼロから300円という関係になりますね。今まで無料で済んだもの、あるいは、各市の状況を全県調べたけどもね、ほとんど無料であって済まされているのに、なぜ豊後高田市は今になってですね、佐々木市長9年目になって、ゼロから300円にするかというのではちょっと、そうしなくても済むんじゃないかというような意見はなかったのかね。もうこれも、何も意見ないまま、満場一致でその住民負担が上がることにしても同意したということなのか市民の前に説明してください。

○議長（北崎安行君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） お答えをいたします。

学校給食費のところ、交付金を利用しての意見はなかったのかというご質疑でございますが、ありませんでした。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 第82号議案の質疑に対してご答弁します。

水道の開栓、それから、閉栓の手続についての手数料についての質疑はございませんでした。

それから、各種証明書の交付手数料についても質疑はございませんでした。

以上です。（○16番（大石忠昭君） 議長、終わります）

○議長（北崎安行君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） これにて質疑を終結いたし

ます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭です。

私は、第74号議案、第82号議案に反対討論をいたします。

まず。

最初は、第74号議案についてです。

この議案は、人事院勧告及び大分県人事委員会勧告に勘案をして、一般職職員及び会計年度任用職員の給与、期末手当、勤勉手当などの改定、市長など特別職、市議会議員などの期末手当の改定の、いわゆる3つの市の条例案の一部改正の議案です。

市民が物価高騰で暮らしが大変なのは、実質賃金が30年間にわたって上がっていない、世界各国の賃金の状況を見ましても、日本の賃金はもう低過ぎる。このことが大きな社会問題になって、国会でも繰り返して議論をしてきましたけれども、今回、高市政権に代わりまして、臨時国会が昨日終わりましたけれども、高市政権は石破政権に比べてですね、石破政権のほうは最低賃金1,500円に引き上げる、引き上げると何度も国会でこう表明しておりましたですね。質問があっても答弁がありましたけれども、高市政権は、この最低賃金1,500円目標を投げ捨てました。大問題です。

それだけにですね、私は、国や地方自治体で働いている職員の皆さんを、この公務員の賃上げをする、これは、国や地方自治体が率先してやる、すべきだと考えています。日本共産党は、市の職員の給与や手当を引き上げることは、これは、職員の暮らしを守るだけじゃない、地域の経済の活性化にも大きな影響を与えるものでありまして、今回の職員・会計年度任用職員の給与改定については当然賛成するものであります。

しかし、条例をよく読んでみますと、今回の改正では、一般職職員は、今回、ここで議決をしますと4月に遡って給与、手当が遡及されますけれども、200人近く働いている会計年度任用職員については、改定されても遡及されない。来年4月からの改定。こういうことには同意できません。

私もこれまで繰り返し、国の通達に基づいて、本市においても、会計年度任用職員についても一般職職員と同じように遡及をすべきではないかと要求をしてきましたけれども、まあ、先ほど委員長報告が

ありましたように、いろいろな理由をつけて、いまだに遡及をされないこの条例になっています。こういうことについては同意できません。

ところが、市長など特別職、市議会議員などの特別職については、改定率0.05か月分のこの期末手当、これは、一般職職員と同じように遡及をする、こういう条例になっております。

市民の皆さんは、物価高騰で本当に生活が厳しい状況が続いています。こういう状況の中で、市長など三役は報酬が高い。私も議員についても、昨年の4月から大幅な報酬引上げがされてきて、それに基づいて、期末手当も引き上げられます。そういうことについては、広く市民の理解を得ることができませんので、私は、この特別職と市議会議員の手当の改定については反対であります。

次は、第82号議案、豊後高田市水道事業給水条例の一部改正についてであります。

今回は、先ほども述べましたけれども、一つは水道を開栓する、あるいは閉栓する、開けたり、閉めたりしてもらおう。現行では、その手数料が1件200円ではなくて100円なんですけど、これを200円に引き上げるという改定。

もう一つは、水道の各種証明交付手数料を現行では、豊後高田市の場合は取っておりません。ゼロですが、これを300円徴収する改定です。その分市民の負担が増えます。

私は、県下の状況をインターネットで調べてみましたが、開栓及び閉栓手数料については、徴収しているのは豊後高田市と杵築市、津久見市、日田市の4市だけということが分かりました。あとのところは取っておりません。無料です。それを本市では、今なぜ急に2倍に引き上げる、200円徴収しなければならぬのか。市民負担の同意なり、こういう公共料金の値上げについては同意できません。

それから、水道の各種証明手数料についても、これまで、名義変更などは、本市の場合は50円でした。今回は、この証明交付手数料という形で、これも年間対象件数は少ないと思うんですけども300円徴収する、というんですけども、県下調べてみたら、国東市、別府市、大分市、佐伯市、由布市ですね、この5市は徴収しているんです。豊後高田市はゼロでした。これを300円ですね。5市以外のところは、市町村全て無料になっています。なのに、今になってですね、佐々木市長9年目に入ってますね、公共料金の値上げをなぜしなければならないの

かと。

まあ、課長が代わりました。課長は、長い間総務課におりましたのでね、総務課の観点から見れば、手数料をこういうことにしたんかなあとと思いますけどね。じゃあ、今までの課長は何しよったんかということにもつながるんじゃないかなと思って心配しておるんですよ、そうでしょ。いろんなことを要求すると、他市が、他市が、他市がと言います。他市は、ほとんどのところが無料なのにね、それを2倍に上げたり、あるいは、300円新たに徴収したりというのはね、市民の同意を得られないんじゃないかと思っておりますので、私は反対です。

各議員のご賛同を求めて、討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（北崎安行君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するものうち、反対のありました第74号議案及び第82号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するものうち、反対のありました第74号議案及び第82号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第74号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている賛成・反対いずれかのボタンを押した後、問題を可とする者は起立をしてください。

第74号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（北崎安行君） 賛成多数であります。

よって、第74号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第82号議案について、起立により採決いたします。

議席に設置されている賛成・反対いずれかのボタ

12月18日

ンを押した後、問題を可とする者は起立してください。

第82号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

於久議員、ボタンを押してください、どちらか。どちらかを押してください。

(賛成者起立)

○議長(北崎安行君) 起立多数であります。

よって、第82号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

○議長(北崎安行君) 日程第2、第84号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第84号議案の令和7年度一般会計補正予算(第5号)につきましては、1億6,977万2,000円の増額で、補正後の予算総額は182億990万7,000円となります。

今回の補正予算は、本定例会開会日の提案理由説明で申し上げましたように、昨今の物価高への影響に早急に対応するため、追加で提案をさせていただくものでございます。

その内容といたしましては、国・県に先行して実施しておりますプレミアム商品券(第10弾)につきまして、30%のプレミアムを付け、総額4億7,060万円の発行を予定しておりましたが、予約受付において、当初予定の発行総数を大きく上回る申込をいただいたところでございます。

申込が発行総数を超える場合は、抽選を行うことを予定しておりましたが、希望する全ての方に購入いただけるよう不足する商品券の追加発行を行いたいと考えております。

これにより、追加後の発行総額は過去最大となる5億505万円を、このうち、プレミアム30%分は1億1,655万円を予定するものであります。

本商品券は、年明けの1月15日から販売を行いまして、長引く物価高の影響を受けている市民生活の支援に加え、客足が遠く冬枯れの時期を迎える商店等への景気対策にもつなげていきたいと考えているところでございます。

さらに、本市独自の対策として、重点支援地方交付金を活用し、特に経済的な支援が必要と考えられる住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯は、約4,700世帯になります。1世帯当たり2万円支

給すれば、総額9,781万1,000円となり、緊急支援金を支給させていただきたいと考えております。

加えて、国が実施するゼロ歳から高校生年代までの子ども1人当たり2万円の子育て応援手当を支給させていただきます。

議決をいただきましたら、直ちに支給できるよう手続きを進めてまいります。具体的な時期としては、住民税非課税世帯等への緊急支援金につきましては、対象者への通知や確認等を行った後となりますので、年明けの1月中旬から支給できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。なお、子育て応援手当は、児童手当の支給スキーム等を活用できることから、来週の25日を予定しているところでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(北崎安行君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北崎安行君) ご異議なしと認めます。

よって、第84号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭です。

ただいま、市長から一般会計の補正予算が提案されました。第84号議案について質疑をいたします。

最初は、歳入についてです。

今回、説明書の1ページに国庫支出金で2億8,098万円が提案されておりますが、このうち、重点支援地方交付金が幾ら含まれているのか。

あと、最後まで読めば分かるということなんですけど、この2億8,098万円の国庫支出金の中に、今、毎日、テレビ・新聞で話題になった全国民を対象にした国が決めているお米券やクーポン券ですね、この関係で豊後高田市の場合は、国から幾らもらう予算になっている——この予算の中にも入っているかということを知りたいんです。

それから、もう1点は、繰入金で1億1,102万8,000円減額補正された予算になっているんです。繰入金をなぜ1億を超える減額をするというのかの説明です。

それから、今度は歳出についてですが、歳出につ

いては、先に市長の説明どおりにいきますと、この重点支援地方交付金を活用しての物価対策で、非課税世帯プラス住民税の均等割のみの世帯に対して、1世帯2万円を支給すると。これは、市独自の支援ですね。この国の重点支援交付金というのは、市町村が、それぞれの実情に応じて市独自の支援金をやった場合に、それに基づいて国が交付金を払うという仕組みになっていますから、これは、市町村がどういう事業をするかというのはね、やっぱり、市長と私たち議員にかかっている問題なんです。これ大事な点なんです。その点、市長は、今回、2万円給付ということはね、後、賛成討論もしたいと思えますけど、これは評価する問題なんです。

聞きたいのはですね、今、市長は、この提案理由説明、原稿以外のことも述べましたね。これも異例のことだったと思うんです。市長の原稿は、私たちもらった原稿とは違っていましたね、はい。それは、異例のことですね。それで一方では、ここに参考資料をもらっていますからね、見たら分かるんですけど、これを見ても分からない点で聞きたいんです。いいですか。

住民税の非課税世帯について、このおおよその件数が、今、示されているんですけども、一つは対象なんです。

対象になる人は、住民税非課税の対象になる住民というのはですね、いつの時点を基準にしているかというのは関心事でしょ。それは、移住者も含まれると思うんだけどね、もう今から——今まで移住しておる人はいいんですけど、あと何日後までに移住したらいいかどうかということも関心事なので、住民税非課税世帯というのは、移住者を含めておおよそどれぐらいというように算定した予算なのかというのが一つの質問ですね。

それから、住民税均等割のみの世帯についても、もう今、計算されたと思いますけどね、それも基準日はいつなのかと。

そのうちですね、外国人の問題で、国保税の滞納問題が一般質問で取り上げられましたけどね、今度2万円もらうことによって、もしその方が滞納しておればね、徴収したら——徴収できるのかなと思うんですけどね。この中で、いわゆる非課税世帯や均等割世帯の中で、外国人の方が何世帯というように考えておるのかですね。ぜひ、国保税の滞納があれば、ぜひ、これをお願いしたらと思いますよ。担当課が努力してもらったらいいいと思うんですけどもね。

それから次はね、手続がなるべくですね、もう、簡単にしてほしいと思うんです。高齢者が多いからね。今まで同じような形で支給している方々については、もう、対象も明確だし、それから、口座番号ですね、振込先の口座番号もはっきりしておるからですね、もう、市民には手続があまりなくてもいいんじゃないかと思うんですけども、もう、こういう人たちは分かっているから通知をするだけですと、あなたは2万円もらえますよと、しかし、手続は要りませんよという方は多数ですね。その方についても、ちょっとここで説明してあげたら市民のほうは理解できて喜ぶんじゃないかと思うんです。

それから、手続が必要な方がありますわね。それは、移住者を含めて、あるいは、この間で、これまでは非課税であったけれども課税されることになったとか。あるいは、今まで課税しておったけれども均等割のみになったという家庭がありますね。そういう方についてはですね、やはり、確認書で市民から振替口座番号などを聞き取ってするという、いわゆる事務手続が要りますわね、要りますね。だからですね、そういうのがどれぐらい——そういうことがあるのでね、そういう説明、そういうことが要りますよというちょっと説明してもらおうということが質疑なんです。

最後にですね、この支給日については、市長もやっぱり市民の立場に立ってなるべく早くということですね、1月中旬を目指すということは、それは立派と思いますよ。大分県でこれだけ早くね、この補正予算が決まって支給するというのは豊後高田が1番、佐々木市長が1番ですよ、それは、それは評価しますよ。

その中でもね、私の言う申請の必要ない方については早くできるわね。本当に早くできるわね。あと申請の必要な方については、申請書が来なければ、何ぼ早く支給しようともできませんよと。だから早く返信してくださいよと、返信用の封筒もつけておりますからということですね、早く欲しい方は早く出してくださいよと。しかし（聞き取れず）の方については、もう手続は要らないから早くなります、待ってくださいよと、2万円届きますよという形でね、市民に分かるように説明をしてもらいたいということですね。いいですか。

その次は、今度は、全国どこでも同じ方法のゼロ歳児から高校3年生まで——18歳までの1人当たり2万円を支給する子育て応援手当についてです。

これもですね、児童手当支給者については、全く申請手続は要らなくて済むんですよ。これが、豊後高田市でいったら何世帯で何人が対象なのか。

それから、新しく生まれる方も対象になります。ゼロ歳も対象になるんですけども、いつまでに生まれた方、いわゆる出生届を出した方は、この2万円の対象になりますというのも注目的なんです。だから、ここで説明をしてもらいたい。

それから、そういう転入してみえた方、あるいは、新しく生まれたご家族に対しては、これは、申請が必要だと思うんです。この方についてはね、若干支給が遅れるけれども、分かっている方は、もう市長から何日という報告がありましたけど、二十何日だったかね、ありましたね——来週の25日、今日が18日ですけど、25日には支給できると。これも担当課がこれで実施すれば素晴らしいものですよ。これは、この25日に支給できるのは何人なのか。その他要件のある人は申請すればできますという人が大方何人かという予算になっておと思うんですね。その辺を説明してもらおうと。

それから、あとはですね、最初、歳入のところ为重点支援交付金についてありましたけどね、その中でね、今、問題になっておるお米券やクーポン券などに該当する、まあ、私たちは新聞を読んだ範囲では2兆円のうち4,000億円が特別枠となっておりますわね。この特別枠分が、豊後高田では幾らかということの説明してもらって、そのうちに、なかなか私たちも新聞を読んでも理解できないのがね、お米券やクーポン券などで、この部分は何かを事業をやらないと国からもらえないのか。4,000億円というのは、豊後高田市にもらえないのか。いや、それはお米券——お米券は私はもう反対です。事務手続大変ですわね。事務費に取られますわね。同じ全国4,000億円というなら、もっと有効に市民に配ってもらったらと思うんですけど、私が理解が足りないから聞いているんですけどね。

市長が市独自で実施するのは、非課税世帯と均等割のみの世帯ですわね、今、表に出てるのは。だけど、このお米券というのは、どうも国は、国として市町村に割り当てて、これ全国民に支給しようというようにこう聞こえるんですけどね。ちょっと、私の理解が足りないか知らないですよ。そこは、市民も関心を持っていますのでね、お米券では駄目だけでも、それに代わる何らかの全市民を対象にした何らかの支援策があるのか、これが含まれてない、こ

こに今ないからね、歳出ではないんだけど、そういうことが検討されているのか分からないから聞いてるんですけど、その説明をしていただきたい。

以上であります。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 大石議員のご質疑のうち、まず、国庫支出金のうち、重点支援地方交付金は、今回どのくらい計上されているかという点についてお答えをいたします。

2つの事業の財源として、今回、2億1,740万9,000円を計上してございます。

次に、いわゆるお米券などの配分は幾らかということで、これにつきましては、食料品の物価高騰に対する特別加算ということになろうかと思っておりますけれども、16日付けの通知が昨日届きまして、その内容によりますと、本市へのその特別加算分は9,457万6,000円でございます。

今回、そのうちのどのくらい計上しているのかということでございますけれども、その全額を計上しておるといことになろうかと思っております。

その特別加算は何もしないともらえないのかというようなご質疑もございましたけれども、基本的には、国のほうにおいて対応していただきたい必須項目として、食料品の支援——食料品の高騰に対する支援についての事業内容が必須となっております。今回、豊後高田市ではプレミアム商品券事業が当該事業になろうかということで考えております。

3点目に、繰入金減額、財政調整基金の繰入金の減額はということかということでございますけれども、第4号補正まで——当初予算から第4号補正までで財政調整基金の繰入金は8億5,100万円程度の繰入れを行うような予算となっております。それだけ財源が不足しているというような状況で、その中には、プレミアム商品券などの対応も含まれております。そういうようなことで、今回、交付金のほうをいただける見込みとなりましたので、その分につきましては、財政調整基金の繰入金を減額したいということで提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、大石議員の物価高騰緊急支援金事業についてのご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、基準日でございますけれども、現在想定し

ておりますのは、12月1日現在を想定をして準備を進めております。12月1日時点で本市に住民票、いわゆる住基台帳への記載のある方ということで進めてまいろうというふうに考えております。そのため、今後転入などされてくる方については、対象外となると見込んでおります。以上でございます。

それから、手続についてどのような予定かというご質疑でございます。

先ほども市長からの提案理由の中にもございましたけれども、年明け中旬の支給に向けてですね、現在準備を進めているところでございまして、具体的に申し上げますと、今回の支援金、市独自でございますけれども、これまで、国の支援金など取ってきた手法、いわゆるプッシュ式と呼ばれる手法を用いまして、支給世帯——対象になります支給世帯につきましては、昨年同様の支援金の支給時と世帯の状況に変更がない方、要するに、口座情報などが持ち合わせている方につきましては、今回の支援金の支給通知書を年内に送付をさせていただきたいというふうに考えております。その後、口座の変更や辞退の申出等の期間を設けまして、今回、第10弾のプレミアム商品券が15日に発売ということでございますので、この発売に間に合うよう、できるだけ早急に振込をさせていただきたいというふうに考えております。

なおですね、前回の支援金の基準日以降に当市に転入された方などについてはですね、世帯主の方の口座情報等持ち合わせておりません。それから、その後、世帯主の変更などがあつた世帯についても、そうした情報がございませんので、先ほど議員がおっしゃられたように確認書、それから、申請書というような形で送付をさせていただきます。出していただきましたら、一日も早い振り込みに向けてですね、迅速に事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、手続についてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、昨年の同様の支援金を支給した際と世帯に変更がない方については、12月中にですね、支給通知書というものを発送いたします。ご確認をいただきまして、内容に変更、世帯主の方のお名前とかですね、口座番号などを記載した支給通知書をお送りいたします。変更のない方につきましては、もう手続の必要はございません。先ほど申し上げました、来年1月中旬の振込を待っていただき、通帳で確認をしていただければというふ

うに思っております。

それから、昨年の12月以降転入をされてきた方、それから、税情報などが無い方ですね、こういった方には、確認書という書類をお送りさせていただきます。税情報が本市にある方につきましては、振込口座のみをお届けいただければ、その口座に手続次第、お振込みをさせていただきます。

なおですね、今年になりまして転入をされた方については、本市に税情報がございませんので、以前の転入前の住所地で税情報に関する非課税証明書などをですね、取っていただいて、一緒に提出をしていただければ、対象となる場合は、その後、振込みをさせていただくということになるかと思いますので、それぞれの状況によって変化がございます。私どものほうからご通知をさせていただきますので、よくその内容を確認いただき、不明な点がございましたら、お問合せいただければというふうに考えております。

外国人の方の対象数でございますけれども、ちょっと正確な数字は、申し訳ございません、把握しておりませんが、約300世帯ぐらいになるのではなかろうかな。転入をされた——今年度転入をされた方については、うちは税情報を持ち合わせておりませんので、従前働いていらっしゃる方や入国をしてすぐの方などもいらっしゃいますので、どのくらいになるというのはちょっと正確な数字はこの場では申し上げようがないというふうに考えておりますので、ご理解のほどいただきたいと思っております。

あとは……、それぐらいでよかったですかね。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 市参事兼子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、物価高対応子育て応援手当についてご答弁申し上げます。

この事業につきましては、物価高の影響が長期化しまして、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を支援する観点から、子育て応援手当を支給するものでございます。

まず、支給の対象者でございますけれども、令和7年、本年9月30日時点で児童手当支給対象児童を養育する父母等保護者でございます。対象児童につきましては、令和8年、来年の3月31日までに生まれた新生児を含みます。したがって、転入・転

12月18日

出の関係でございますけれども、9月30日時点の住所地で支給ということになります。

金額につきましては、子ども1人当たり2万円でございます。先ほど提案理由で市長が申し上げましたとおり、来週25日の支給を予定しております。

人数につきましては、1,386世帯、児童数にして2,571人を予定しております。

これにつきましては、10月末の住民基本台帳登録の世帯数が約1,600世帯でございますので、支給率にしまして86.8%ほどの支給率というふうになっております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 低所得者対策の2万円について、もう少し聞きますが、一言で言うならば、大半の方は特別な申請しなくても、もう、担当課に、これまでの例で振込の口座番号は分かっているから、1月15日までは支給できるように、私たちは努力いたしますよということじゃわね。

その中で、全体の中で、おおよそ全く手続が要らないで済むという方が何パーセントぐらいと見たらいいですかね。もう、その人たちは心配ありませんよ。申請が要る方はこうなんだと、申請が要る方はこうこうこういうことなんだということになれば、自分で申請できなければ、施設に入っている人だったら、施設の職員にお願いするとかね、地域の方については、子どもさんや近所の人をお願いして申請すると。うちはもらえん、もらえん、もらえんというのではもったいないわね。資格はあるわけやから、それは、こういう文書が行くし、返信用の封筒を入れているので、それに書類を書いて送ってください。それが届いたら審査をして、その後、支給しますよということになるんでね、ちょっと、その辺をどれぐらいの人は申請が必要なんだから、それは注意してくださいよというように、分かるように答弁してもらえませんか。

○議長（北崎安行君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、再質疑にお答えをいたします。

全体の総数から申請の必要のない方、いわゆるプッシュ式でという方でございますけれども、8割強ではなからうかなというふうに想定をいたしております。ですので、何らかの手続が必要な方が2割弱いらっしゃるというふうに考えております。（○16番（大

石忠昭君）

ちょっと分からない。私が言うのは、市民に分かるように、申請してもらいたいという方がおおよそ何百人おりますよ。申請してくださいよ、申請しなければ支給できませんよ）それではですね、再質疑にお答えを再度させていただきます。

手続が必要でない方——もう、今年の12月の同趣旨の支援金を受け取った口座に、そのまま入金をしていただければいいという方については、約3,700世帯ぐらいですかね。（○16番（大石忠昭君） 3,700世帯）はい、ほどになるうか思います。ですので、世帯主の変更等があって、口座情報のない方、それから、別の口座に——世帯主の別の口座にですね、入れていただきたい方、そういった方は手続が必要になりますので、そういう方は申出をしていただきたいというふうに思っております。

それから、今年の同趣旨のですね、支援金を受け取らなかった方、受け取れなかった方がもしいらっしゃればですね、そういった方も口座情報がございませんので、申出が必要になってきょうかと思えます。

それから、本年1月2日以降に本市に転入をしてこられた方、この方については、私どものほうで税情報を持ち合わせておりませんので、税情報に関する証明書等を持参していただき、それから、振込の口座情報などもお知らせいただく必要がございますので、申請書、確認書という形でご通知を申し上げます。中の内容をよくご確認をいただき、ご不明な点があれば、お問合せをいただきたいというふうに思っております。そういう方が約2割ほどいらっしゃるということでございます。

それから、手続については、もうできるだけ簡略化したいというふうに思っておりますので、ご不明な点、それから、今回の支援金でどう内容かということがもし不明な点があればですね、また、こちらのほうにですね、お尋ねをいただければ丁寧に対応させていただきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） そしたら、あとは子育て応援手当の2万円についてですが、同じようにですね、もうこれは、9月の児童手当支給者については、もう完全に何も要らないわね。あと、移住者やその他の方で、こういう方については手続が要りますから

というのを、もう少し誰でも分かるようにね、説明してもらえませんか。

○議長（北崎安行君） 市参事兼子育て支援課長、水江和徳君。

○市参事兼子育て支援課長（水江和徳君） それでは、再質疑にお答えいたします。

申請の関係でございますけれども、先ほど申しましたように、86%強の方が申請等の必要はございません。残る14%弱の方につきましては、推測でございますけれども、公務員など官公庁から児童手当を受給している方であるというふうに見込んでおります。その方々が約16%おるということで、その方々につきましては、こちら、口座情報等ございませんので、申請をいただくこととなります。これにつきましては、各官公庁のほうでですね、また、指示があるかと思っておりますけれども、その方々につきましては、今後申請書なりお配りをして、申請をいただくというふうになっております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今の2つの案件は、もうそれで質疑はありません。

あとの重点支援地方交付金についてですね、とプレミアム商品券との関係でね、今の説明でいったら、私なりに解釈は、もう、豊後高田市の場合は、全国に先駆けてプレミアム商品券をその基金を活用してやっている。けども、今度この制度ができたんで、この基金はもう使わなくてもよいと。その分は、この交付金で使うというように聞こえるんですけどね。それだったらね、全国に先駆けてやった、やった。豊後高田市は早くからその生活支援をやったんだというのでね、その時は基金を活用してやったんだから、それはやって、今度、基金をもらう対象枠についてはね、そのうちで、新たな支援策を実施してもらったほうが市民にとってはね、ありがたいんじゃないかと思うんですけど、その辺検討した結果なんですかねえ。

それでね、もう一つ疑問なのは、それで、この振り替えてやろうとしているけれども、それならばね、県ももう予算が可決しました。県の説明では、18市町村が全部対象というわけね。総額で27億円でしょ。プレミアム分のプレミアム商品券を発行する形で、大分県では27億円を18市町村に助成するというですわね。28億の——まだ端下がありますけどね。それによりますと、プレミアム30%のうちの20%は

県が持ちますよと。豊後高田市でいったら約7,000万円ちょっと超えるだけ、県から補助金もらえると思うんですよ。これで、今から国から高田がもらえる金は基金のほうに入れますよと。もうやっているんだから。もうやっているんだから県の補助金が出ないというのは、ちょっと矛盾していると思うんでね、そういうことなのか、いや大石さん、それは、あんたが勉強足らんのや、そんなことないよと言うんならね、ちょっと説明してもらいたい。今、予算上で見たらそうなるでしょ。これやったらあんた、佐々木市長が早くから全国に先駆けて、プレミアム商品券やったやっただ言うけれどもね、国からもらった分を今までの一般財源と切り替えるだけね、入るだけやったら、市民になんも影響ないちゅうことになるでしょ。県からもらえる約7,000万円ももらえないちいうことになったらね、早くプレミアム商品券やったほうが、それは市は、7,000——いわゆる7,000万はね、約7,000万は県からもらえたんじゃけん損を受けたんじゃないかというように、こう一般論では考えられるんじゃないかなというふうに私なりにこの予算を見て、私の一般論は違いますかね。その辺はどうかということとね。

もう、再々質疑しかできないので、もう一個言いますよ、その手の関連でね。

今の特別枠の問題の全国では2兆円のうちの4,000億円について、今、課長から説明聞いてね、そういうことかと、ああよかったなと思ったんですよ。その4,000億円については、私は、お米券やクーポン券など限ったものでないと駄目かと思ったんですけども、今の説明は、これを高田の場合は、その分は約——その分だけで9,457万円と言ったね。9,457万円が、いわゆるお米券やクーポン券の代わりに、今の説明では、そのプレミアム商品券の30%分に充てる財源は基金であったけども、この基金が要らなくなかったから、この分を全部ね、この分を全部基金に戻すということになるでしょ。そういうことでのいいのかね。

それやったらね、ちょっと内部でも十分協議して、そのことになったかというのが鍵なんですけどね。だから、商品券だから誰でも買えるからって、全市民対象なんだから問題ないということになったとしてもね、そうなったとしても問題やけど、それプラス、県から約7,000万円もらえないということも大問題ではないかと思うんですけど、その辺違うのかちょっと説明してもらえませんか。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） お答えいたします。

まず、県のプレミアム商品券の予算——補助金の予算と国の交付金の違いというところもございましたけれども、まず、県のプレミアム商品券の支援事業というのは、県の補助金でございまして、補助金の性質上、県の位置づけといたしましては、決定より前に先行実施しているものについては、補助金という性質上、対象にはならないというような回答がございます。よって、第10弾のプレミアム商品券事業については、県の支援事業は対象にできないものというふうに考えております。

一方で、国の重点支援地方交付金につきましては、その通知によりまして、各団体の7年度の予算に計上した事業であれば基本的には対象になる。そういう支援の物価対策に係る事業であれば対象になるということでございまして、第10弾につきましては、本年度の9月補正予算に計上し、今回、追加提案でプラスさせていただいておりますけれども、国の重点支援地方交付金の対象にはなるという違いがございます。

そして、その分を特別枠——今回の食料品の物価高騰に対する特別加算9,457万6,000円分をその第10弾のプレミアム商品券事業に充てさせていただく。このプレミアム商品券事業というのは、国が推奨メニューの中で示された一つの事業でもございますので、それに充当することは何ら問題ないものと考えております。

そして、県のそのプレミアム商品券支援事業については、ほな棒に振ったのかということでございませうけれども、本市の物価高騰対策として、これが全てという状況じゃなくてですね、今後も県のほかの支援事業なども含めまして、物価高騰対策を考えていく必要があると考えておりますけれども、その中で、もちろん、この県の支援事業の補助金は棒に振ることのないよう考えていくということになるかというふうに思っております。

それらの財源を基金に戻す形になるのかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、基金は、どういいますか、仮に立て替えておったという言い方をさせていただければというふうに思いますけれども、全体では8億円以上の繰入れとなっておりますので、その中の財源の調整として、今回は繰入金を減額させていただくということでございますので、その補助金を基金に繰り入れるというよ

うな位置づけではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北崎安行君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 繰入金の関係で、基金、予算上では基金を1億1,000万円ほど減額をして、いわゆる、今回、国からの重点支援地方交付金をですね、充てるということなんだけども、その分はプレミアム商品券の分で9億9,457万6,000円を充てるということで、何度も説明しよるんだけども、普通、私たち一般市民から考えたらね、もう、豊後高田の場合は佐々木市長が、私がたしか今年の6月議会の質問でね、プレミアム商品券どうするんですかという質問でね、それはやりますよという形で9月議会に提案されたと思っているんだけどね。その時に、その財源は将来的には国が予算を組んだら、この国からの交付金があたるなんていう説明全くないんですよ。一般財源から使っているわけよね。いわゆる基金を壊して使ってるわけですよ。

私なんかは、こんだけ生活が厳しいんだから、ため込んでいる基金を活用して、何らかの支援策、何らかの支援策、その中でプレミアム商品券のことも質問したら、市長がそれはやるんですよと言うからね、あらよかったなと思ったんですよ。だからこれは、今までため込んだ金が、誰かが言うように、市長が使い込んだんでん、何でんない、これを市民のために使うと言うんじゃから、いいことしたなあと、思っただけで、思っているんだけど、今度はあんた、国からは全市民に対策に対して、国が2兆円組んだけれどもね、2兆円の中で来た金のうちのお米券部分にあたる特別加算については、今まで組んじょったプレミアム商品分にあたるんだといたらね、これはちょっとね、合点がいかない。

それよりは、国から新たに2兆円分で高田へ新たにもらえるんだから、支援策として新たな事業をまだやったほうがね、市民は喜ぶんじゃないかと思うんじゃけど、その辺十分——ただ財政課と市長、副市長クラスじゃなくて、もっと広い範囲でね、議論したかどうかを聞きたいんですよ。

それでね、プレミアム商品券というならばね、今日、みんなの高田に書いているように、この1億円を超えるプレミアム分の中でね、実際に活用できるのは恐らく少ないですよ。活用している市民は半分以下ですよ。活用している商店街についてもね、もうゼロのところ約25%——前回の部分ではね。あるいは五十何パーセントの方は、平均で28万円しか

買物してもらってないんですよ。

ただ全然ね——国から来た金がプレミアム商品券でいったらそういう全然買物をしていない零細業者や、僅かにプレミアム商品券です、1億円超えるようなプレミアムがあるのに、ついているのに、28万円しか一つの店ではね、買物してもらえない店などについてはね、大変でしょ。そういうところにこそね、この分は回すべきだと。一部は回さんといかんと思うんですよ。

プレミアム事業をやったけれども、全然経済効果がなかったと、全然使ってもらえなかったという商店の名前は全部分かるわけだから、そこにやる。そこに支給するとね。あるいは、そういう形で使うというような議論がされていないのかね。いや、もう立て替えてやったんだから、立て替えたというようなことは今まで議論したことがないんですからね、私はびっくりしているんですよ。国から来た金は、今困っている市民や困っている事業者に対して支給するというようにしてもらいたいと思うので、その辺は、もう十分議論した結果なんですかね。そういう担当課と十分議論した結果なんですかね。別府なんかは聞いてみたらね、これアンケートを取っているんですよ、この重点支援金はどういう形で使うか。市民のアンケートを取って、事業をまだ今から検討するそうです。

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） お答えいたします。

その他に新たな事業を構築すべきではないかということでございますけれども、一般質問でもご答弁申し上げましたけれども、昨日届いた交付限度額というものが示されたわけですが、県や他市の動向の詳細というのは今時点ではまだ不明でございます。

実際に県の補正予算の内容を見ても、国から県に交付される予定のまだ4分の1程度の財源を計上したに過ぎないというような状況でございます。今後、県の物価高騰対策なども具体策がまた盛り込まれようかと思っておりますので、そういった対応なども踏まえて、支援内容が重なったりすることのないように、より効果的な対策を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

ということで、プレミアム商品券は地域経済の波及効果が大きいということで、そのほか早急に対応すべき物価高対策を今補正予算として提案させていただいたということでございます。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 議長ね、ちょっと、今の答弁の中で、私が聞いているのは、どの範囲でね、今回の補正予算というのは、私が言うように、中小零細業者や農林水産業者を含めてね、使える国の交付金だから、どれぐらいの人数で検討した結果こういうことになったかというのが、ちょっと今のところ分からない。何でこういうことになったかは分かるんじゃないけど、本当に農林水産関係の課長からはこういう意見が出た、商工観光課ではこう言っていたんだけど、最終的にはこうなった、こうなったでいいから、その辺説明してもらえませんか。説明がないんですよ）

○議長（北崎安行君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 失礼いたしました。

検討につきましては、国の重点支援地方交付金の対応が示された11月下旬以降、市長、副市長、それから財政課を中心に、先ほど申し上げましたように早急に取り組むべきものが何かという議論の中で協議・検討をさせていただき、その内容を検討するよう指示がございましたので、今回、その内容を提案させていただいたということでございます。

その他の事業につきましては、先ほども申し上げましたように、県の支援事業の内容などがまだ全体は示されておりません。したがって、それらの内容も踏まえて、今後、どこにどういう形で支援を届けていくかというのを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 終わります）

○議長（北崎安行君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

先ほど市長から提案されました第84号議案、一般会計補正予算について賛成討論をいたします。

追加提案された補正予算については、物価高で影響を受けている市民の暮らしを守る支援策の事業費の予算であります。私は、物価高で生活や事業に影響を及ぼしている市民の暮らし、営業を守ること、これは、政治の責任だと、国がやらなければ、市独

12月18日

自で支援策を次々と実施をして、市民の暮らしを守っていきこうと、この間繰り返し議論をしまいいりました。

佐々木市長は9月議会で、全国に先駆けてプレミアム商品券の9回目の発行をしました。今回は、プレミアム商品券を買えない、いわゆる高齢者や低所得者などに対しては、市の重点支援金、緊急支援金として、非課税世帯だけではなくて、住民税均等割のみ課税世帯に対しても2万円の現金を給付する。しかも、それなるべく早く市民に届けようという答弁もありまして、そういう点では評価をいたします。

プレミアム商品券についても、当初の計画をしておりまして以上に、いわゆる券の購入予約の申入れが多かった。約1割近く多かった。その分についても、今回補正をしまして、希望者全員が活用できるようにしようという予算になっております。そういう点で、その点には賛成をいたします。

今後、国からの重点支援地方交付金については、まだ残りがありますのでね、今後は、県の事業計画なども考慮しながら、また新たな支援策を打っていきこうということですから、今後は期待しておりますが、やはり、これだけ物価高で市民の暮らしも、それから、事業者についても、特に零細業者、あるいは農林水産業者についても影響を与えていますのでね、国からの——市町村が独自で支援をすれば、それに伴って、この交付金を使えるわけですから、十分内部でもね、もう市民の声に応じてですね、検討に検討を重ねて、事業効果のある事業を引き続き実施をしてもらいたいということを要求しまして、賛成討論といたします。

皆さんのご賛同を求めます。

終わります。

○議長（北崎安行君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） これにて討論を終結いたします。

これより、第84号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎安行君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北崎安行君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情により、変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

○議長（北崎安行君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 北崎安行

豊後高田市議会議員 安東正洋

豊後高田市議会議員 河野正春